

No.422

# 研究所通信

●ホームページアドレス <http://blhrrri.org>

## 2021年2月25日(木)～26日(金) 第45回部落解放・人権西日本夏期講座を 現地会場 山口市、オンラインで開催します!



2009年に山口市維新大晃アリーナで西日本夏期講座を開催した時の様子。今回も同じ会場で開催します。

開催要項は、8ページに掲載しています。  
多くの方のご参加をお待ちしております。

### もくじ

年頭挨拶 / 谷川雅彦代表理事	2	集会ふれあい記 第15回山口編	10
第3研究部門「ソーシャルワークと教育」研究会 報告	4	参加報告 ハンセン病市民学会シンポジウム	11
第1研究部門 部落史シンポジウム 報告	5	全国の研究所会員からの報告	12
研究所会員ページのご案内	6	河内長野市・同市人権協会の「コロナ差別を許さない」宣言	13
第33回人権啓発東京講座を終えて	7	リレーエッセイ	14
第45回部落解放・人権西日本夏期講座案内	8	参加者募集 / 新刊案内	15
世界人権宣言72周年記念集会開催	9		

## 理事からのメッセージ

## 年頭所感

代表理事 谷川 雅彦



この原稿を執筆している11月下旬、新型コロナウイルスの感染拡大は「緊急事態宣言」発出の直前の様相を呈しています。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、「今後、三週間で集中して対策を」と政府に提言しました。

振り返ってみると1月に国内初の感染者が確認され、2月にはダイヤモンド・プリンセス号の船上隔離、3月にはWHOが「パンデミック」を発表、4月には感染者が1万人を突破、政府は「緊急事態」を宣言しました。5月に「緊急事態宣言」は解除できましたが、6月には世界の感染者数は1,000万人、7月には死者数が60万人を突破しました。こうした中、「GoToトラベル」がスタート、8月には安倍総理の突然の辞任表明があり、9月には菅内閣が発足しました。10月には国内の感染者数は10万人を突破しました。

部落解放・人権研究所は半世紀の歴史ではじめての沖縄県での人権啓発研究集会の開催(2月)をなんとか乗り切り、5月には「コロナ差別を考えるシンポジウム」を開催、政府への政策要望書を提出しました。6月に山口県で予定していた部落解放・人権西日本夏期講座は2021年2月に延期、8月の部落解放・人権夏期講座は50年の歴史ではじめて完全オンラインでの開催となりました。9月、11月の人権・同和問題企業啓発講座、12月に三重県で開催を予定していた人権啓発研究集会も完全オンラインでの開催を余儀なくされました。差別禁止法研究会など研究部門各研究会もオンライン開催が中心となりましたが、10月にはこれまでの研究成果をふまえ「包括的差別禁止法案要綱案」を発表、法案づくりへむけ被差別当事者との検討をスタートすることができました。

新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の危機の中、研究所の諸事業を実施することができたのは、日頃から研究所を支えていただいている会員の皆様、そして関係機関、関係団体の皆様のご支援、ご協力、事務局スタッフの奮闘があったからこそです。この場をお借りして改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大の中で深刻化している問題の一つが「コロナ差別」です。「コロナ差別」はかつてないほど多くの人々に「差別」という社会問題を突きつけました。そしてコロナウイルスが差別を生み出しているのではなく、差別をつくり出し広

げているのは私たち一人ひとりであることを明らかにしました。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには「コロナ差別」の解消が不可欠になっています。こうした中、岐阜県、長野県、東京都、鳥取県などの自治体で「コロナ差別」を禁止する条例の制定がはじまりました。三重県や和歌山県でも条例の制定が検討されており、「コロナ差別」への対応策の検討を求められた「偏見・差別とプライバシーに関するワーキング」は「感染者等に対する差別的取扱、誹謗中傷等を禁止する旨の条例の制定」を提言しました。さらに、国会議員で最初に感染者となった高鳥修一衆議院議員が中心となって「コロナ差別解消推進法案」を議員立法で提案すると報道されています。

新型コロナウイルスの感染拡大は私たち社会が取り残してきた様々な社会問題を先鋭化させています。困難を抱えた一人親家庭、非正規労働者、外国籍住民、デジタル・デバイド、奨学金、障害者、認知症高齢者などの問題です。新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇止めは7万人に達し、雇用調整助成金は約180万件、住宅確保給付金は約10万人に及んでいます。こうした中、自死が増加しており10月には前年同月比39.9%増(速報値)となっています。5月から8月のDV相談件数も前年同月比約1.4～1.6倍に、児童虐待件数も1月～6月で約10万件となっています。

本年は「部落差別解消推進法」施行から5年目を迎える年です。そして来年2022年は全国水平社創立から100年を迎えます。しかし、残念ながら部落差別は解消するどころか逆に悪化の一途を辿っていると言わざるを得ません。インターネットに接続できる環境があれば誰でも簡単に部落の所在地情報を検索できてしまう状況が放置され続けています。法務省はこうした情報を削除依頼の対象とする通知を出しましたがまったく状況は変わっていません。それどころか部落の所在地を記した県別地図を販売する者や動画で部落の調べ方をレクチャーする者まで現れています。そしてインターネット上での部落の所在地情報の暴露は第二、第三の被害を生み出しています。こうした事態に、法務省人権擁護局もネット上の部落の所在地情報の暴露に対して現行法で対応することは不可能であることを認めています。

かつて経験したことがない厳しい状況ではありますが、部落解放運動はこの状況を差別のない社会づくり、排除のない社会づくりへむけたチャンスととらえ取り組んでいくことが必要だと思います。だからこそ部落解放・人権研究所は、「コロナ差別」や部落差別など様々な差別解消に、どんな状況にあっても社会から排除されることがないように社会づくりに、どのような政策提案ができるのかを発信できる研究機関となれるよう努力を続けていきたいと思っています。どうか今年もよろしくお願ひ申し上げます。

### 第3研究部門の報告

#### 「ソーシャルワークと教育」研究会 連続 zoom 学習会

「ソーシャルワークと教育」研究会の一環として、地域の施設を拠点にした子ども・若者支援に関する連続学習会(9/18、11/21)をオンラインで開催しました。各回ともに、各地の地域教育活動関係者が40名程度参加し、学習・交流しました。

第1回は、(一社)タウンスペースWAKWAKの岡本工介さんに、「多セクターの共創による子どもの包括支援の取り組み」と題して、WAKWAKの活動をご紹介いただきました。

多セクターとは、地域、家庭、学校、行政以外にも大学や企業を含み、WAKWAKでは、多セクターと連携しながら子どもたちの包括的支援の仕組みづくりがなされています。このような活動の基盤には、高槻富田地区における社会的弱者を支えてきたこれまでの実績とネットワークがあります。このような基盤を活かし、WAKWAKに情報が集約され、多セクターにつなぐことで、社会的不利を抱える子どもたちをはじめとした様々な子どもたちを支える仕組みと、子どもが主体となって社会変革を生み出すまちづくりが実現しています。

具体的な実践として、「貧困の連鎖」を防止することを目的とした学習支援教室、対象や目的を分けた子ども食堂などをご紹介いただきました。また、「ひとりぼっちのいない」まちづくりとして、学校での総合的な学習の時間SR-PDCAサイクルを用いた授業カリキュラムもご紹介いただきました。S (standing) とは、課題に対する自分の立ち位置を定め、問題意識や学習意欲を掘り起こすこと、R (research) とは、実際に子どもたちが調べてみるというものです。

このような実践に取り組むことと並行して財政基盤の改善にも力を入れ、行政等からの受託による制約を受けず、柔軟かつ独創的、スピーディーに社会的課題の解決に資することができるような社会的企業としてWAKWAKが確立されていきました。

第2回は、NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝の馬崎慧さんと森健太さんより、「北芝地域における地域教育の取り組み～てらこーち事業を通して～」と題した活動報告を行っていただきました。

北芝では、子ども・若者の豊かな自己選択の応援、地域教育の循環をミッションに据え、放課後や長期休みにおける居場所、不登校やひきこもり傾向の10代の子どもたちの居場所をはじめとした居場所事業、地域通貨まーぶの利用などが行われており、それら地域教育の取り組みをご紹介いただきました。

さらに、保護者の「子どもに勉強を教えてほしい」という声から、小・中学校の先生たちと子どもたちの情報を共有して、ひとりひとりにあった学習の場づくりや内容について話し合いをされ、行政、保護者、学校、地域が参加する運営委員会を設置したうえで、てらこー

ち事業がはじまりました。中学校との連携会議では、「てらこーち」がキーワードの一つになって連携体制が構築されるとともに、子どもたちにとっても、てらこーちが多様な居場所の一つとなっているというように、てらこーちの成果もご報告していただきました。

第3回(1/23)では、宝塚市社会福祉協議会の高田浩行さんより、社会的困難を抱えた子どもやその家庭の支援にかかわって、社会福祉協議会が果たす役割や、スクールソーシャルワーカーと連携した事例などについて報告いただきます。

(宇田 智佳/大阪大学大学院生)

### 第1研究部門の報告

#### 部落史シンポジウム「部落問題をめぐる呼称の歴史的意味」

第1研究部門は、2020年11月8日に上記表題で部落史シンポジウムを開催しました。近年、部落史をめぐっては『歴史評論』という歴史専門誌の論文で「特殊部落」という呼称が筆者の文章のなかで使われたり、日本維新の会から参議院議員選挙に立候補していた候補者が講演のなかで江戸時代の被差別民を「えた・ひにん」と表現し、しかもそれは人間以下の存在で反社会的な集団であるかのように発言するといった事態が起きています。これまでの部落史研究や教育・啓発の成果を踏みにじる、許しがたい出来事でした。

被差別部落をどのような呼称で呼ぶのかは、単に言葉の問題や「言い換え」れば済むといった問題ではなく、部落の歴史をどのように理解するかという、基本的な問題と深くかかわっていると考えています。

そこで第1研究部門としては、前近代から戦後にわたって畑中敏之さん(立命館大学)・八箇亮仁さん(全国部落史研究会)・井岡康時さん(奈良大学)・割石忠典さん(芸備近現代史研究会)の四名の方々に、それぞれの時代の部落問題をめぐる呼称についてご報告をいただきました。

報告内容は多岐にわたり興味深いものになりましたが、例えば江戸時代の被差別民を示すのに「えた」は適当でないこと、明治以降「新平民」や「特殊部落」という呼称が使われ始めますが、社会のなかでは差別呼称としては相変わらず「えた」が多く使われていたこと、戦後も「未解放部落」とともに「特殊部落」という呼称が使われ、「被差別部落」という呼称が定着するのは比較的新しいことなどを、あらためて認識させられました。

なお本シンポジウムは当初、公開講座として開催する予定でしたが、コロナ禍が収束しない状況を踏まえ、参加者を限定して開催せざるを得ませんでした。機会を改めて、公開講座として開催することを考えています。

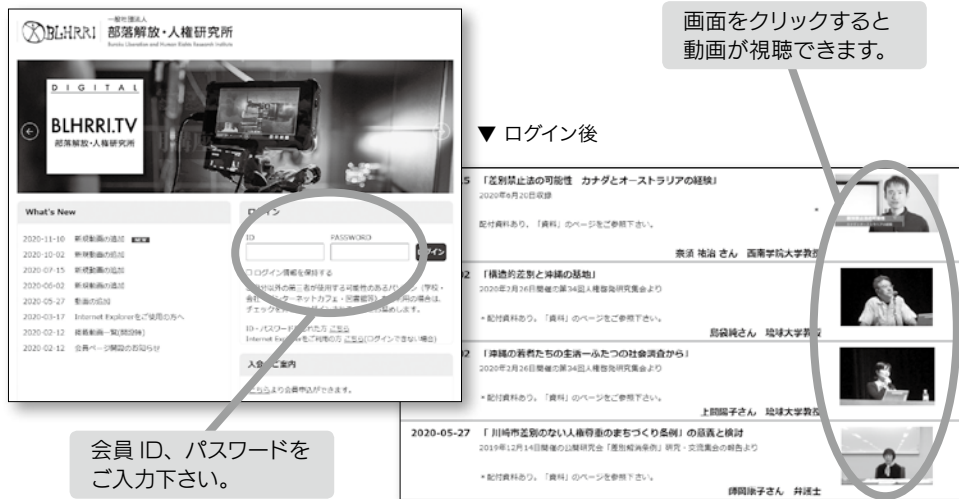
(渡辺 俊雄/第1研究部門研究会メンバー)

# 研究所「会員ページ」のご案内 <https://blhrrri-member.org/>

会員の特典充実の取り組みとして今年度より、「会員ページ」を開設いたしました。

「会員ページ」では、過去の講座の映像や研究会の配付資料の提供など、様々なコンテンツを随時追加していきます。ぜひ「会員ページ」をチェックしてみてください。なお、利用には、研究所の会員IDとパスワードが必要になります。入会がまだの方は、研究所ウェブサイトの「オンラインショップ <https://blhrrri-shop.org/>」より入会できます！

▼ 会員ページ <https://blhrrri-member.org/>



## 【掲載中の動画・資料】

### 第49回部落解放・人権夏期講座 (2018年8月22日)

・「インターネット上の差別問題の現状と解消に向けた取り組み」 津田 大介さん

### 第50回部落解放・人権夏期講座 (2019年8月21日)

・「パワハラ防止策の法制化と課題」 内藤 忍さん  
・「外国人労働者受け入れと多文化共生社会の実現に向けて」 近藤 敦さん

### 公開研究会「差別解消条例」研究・交流会 (2019年12月14日)

・「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の意義と検討 師岡 康子さん

### 総会記念講代替 (2020年6月20日収録)

・「差別禁止法の可能性 カナダとオーストラリアの経験」 奈須 祐治さん

### 第34回人権啓発研究集会 (2020年2月26日-27日)

・「構造的差別と沖縄の基地」 島袋 純さん  
・「沖縄の若者たちの生活—ふたつの社会調査から」 上間 陽子さん  
・「ネット右翼・排外主義者とどう対峙するか」 樋口 直人さん  
・「ネット上の差別とどう闘うか」 津田 大介さん  
・「医学部入試差別にみる日本の女性差別の現状とダイバーシティの国際基準」 板倉 由実さん  
・「インクルーシブ社会をめざすインクルーシブ教育」 長位 鈴子さん

# 第33回人権啓発東京講座を終えて 「withコロナと人権意識」

今年度の人権啓発東京講座は、コロナ禍の影響により全講義オンラインで実施となりました。はじめての試みということもあって、少々もたついてしまった部分もあったことは否めませんが(すみません)、講師の方々の創意工夫や、受講生のみなさんの協力のもと、なかなか手応えのあるものをお届けできたのではないかと考えています。

当講座の特徴は、幅広い分野から様々なテーマを取り上げていることです。今年度も各分野の第一線で活躍している人たちを講師にお招きしました。問題の基本を押しえつつ最先端の話にも触れ、論理だけではなく実体験に伴った説得力のある内容でした。受講生のみなさんも存分に刺激を受けられたことでしょう。

実際の現場を訪れるフィールドワーク(現地学習、宿泊研修)も当講座の醍醐味の一つなのですが、残念ながら今年には行えませんでした。けれど、講師のリアルな体験談や映像から、フィールドワークへ思いを馳せることができたように見受けられました。

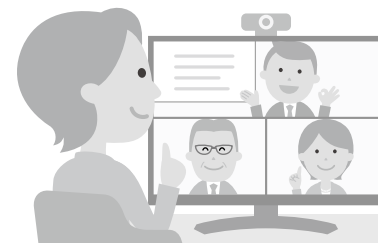
また、受講生からの質問を今回はオンラインのチャット機能を使って受け付けたのですが、心なしか、いつもの対面の質問よりも具体的な内容が多かったようです。そこからさらに問題への理解が深まったよう

に感じられました。

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、日本のみならず世界中のあらゆる場所で社会的格差や不平等が生じています。新型コロナウイルスは、すでにある格差をさらに広げ、溝は深まる一方のようにも見えます。そのような現状において、人権侵害にあっている人たちは小さな声をあげるだけでも精一杯です。でも、当講座で人権感覚をアップデートしたみなさんなら、その小さな声にも気付けるでしょう。どうか、講座を受ける中で感じた「怒り」「悲しみ」「苦しみ」「やりきれない思い」「喜び」など、あふれんばかりの刺激を自分らしい視点で再構築し、職場や暮らしの中で生かしていただけることを心より願っています。

受講生のみなさんに直接お会いできなかったのが心残りではありますが、いつかどこかで、みなさんとお会いできることを楽しみにしています。

(外川 浩子/人権啓発東京講座 事務局)



## 第45回部落解放・人権西日本夏期講座のご案内

- 日 時 2021年2月25日(木)、26日(金)  
 現 地 会 場 A会場：維新大晃アリーナ（山口県スポーツ文化センター）  
 B会場：山口県健康づくりセンター 多目的ホール \*2日目のみ  
 オンライン 配信ツールZOOM  
 参 加 費 5,000円(税込み)  
 主 催 第45回部落解放・人権西日本夏期講座実行委員会  
 お問合せ先 《山口県内の方》 部落解放同盟山口県連合会  
 TEL.083-923-2303 / FAX.083-921-1919  
 《山口県外の方》 (一社) 部落解放・人権研究所  
 TEL.06-6581-8576 / FAX.06-6581-8540
- ※現地会場またはオンラインのいずれかでご参加下さい。  
 ※参加申込、詳細につきましては(一社) 部落解放・人権研究所のウェブサイトをご覧ください。

2月25日(木) 13:00~16:50

- A会場 講演1 「核兵器のない世界を創る 条約発効からの道筋」  
 川崎 哲 (ICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)運営委員)  
 講演2 「表現の自由と差別規制 共存社会のために」  
 志田 陽子 (武蔵野美術大学造形学部教授)

2月26日(金) 9:00~12:20

- A会場 講演1 「8050問題 引きこもる子／孤立する親への支援」  
 山根 俊恵 (山口大学大学院医学系研究科教授/NPO法人ふらっとコミュニティ理事長)  
 講演2 「部落差別の解消と差別禁止法の必要性」  
 谷川 雅彦 ((一社)部落解放・人権研究所代表理事)
- B会場 講演1 「山口県の部落問題」  
 川口 泰司 (部落解放同盟山口県連合会書記長)  
 講演2 「相模原障害者殺傷事件と京都ALS嘱託殺人事件を考える」  
 渡邊 琢 (日本自立生活センター事務局員/介助コーディネーター)

2/10(水)時点で山口市内において経路不明の新型コロナウイルス感染拡大がみられた場合は、オンライン開催のみに変更します。(会場開催は中止します)  
 すでにお申し込みされた方にはご所属団体または主催者団体を通してご連絡します。  
 また、(一社)部落解放・人権研究所のウェブサイトでもご案内します。

## 世界人権宣言72周年記念大阪集会 開催

12月10日(木)、世界人権宣言大阪連絡会議主催の「世界人権宣言72周年記念大阪集会」は、「コロナの時代 いま、人権を語ろう」をテーマに、イラストレーターの黒田征太郎さんを迎え、講演「はくが人権の活動にかかわる理由」と、対談が行われました。会場開催がオンラインに変更になり、事務所のあるHRCビルからのライブ配信の集会となりました。

黒田さんの作品は『ヒューマンライツ』の表紙でもおなじみですが、黒田さんは世界人権宣言大阪連絡会議の作成する人権週間ポスターを1986年から現在まで手掛けています。今回の72周年記念大阪集会の開催にあわせて、ポスターを一冊にまとめ人権週間ポスター集が完成し、参加者に特典として送付されました。

現在81歳の黒田さん、「自分は第二次大戦と一緒に生まれてきた」と話し、平和を願う強い思いを語られました。また、人権を語るとき、それは「命の問題」に行きついて、そのとき戦争は避けて通れない問題であること。(人権週間ポスターなどの)人権に関する取り組みについては、むずかしいことでもなく、ややこしいことでもなく、僕なりに何かができるはず、その可能性を探しながらやっていく、それが自分にとっての人権(の活動)ではないか、と話されました。

後半の森実さん(代表幹事)との対談「コロナの時代に人権を語ろう」では、日本の人たちのコロナに対する反応について黒田さんは「付和雷同」という言葉が浮かぶ、もっと真正面からこの問題について考えなければ、いつまでもコロナに振り回されるのではないかという意見でした。また絵で発散できることもあるという提案から「それぞれ自分の思い描くコロナを描いてみてはどうでしょう」というアイデアが出ました。「黒田さんのコロナは？」という森さんの声にすかさず応じて、即興で作品(写真)を描き上げる場面も。人権を考えるとともに絵で表現することのおもしろさ、すばらしさが伝わる時間となりました。(片木 真理子)



※人権週間ポスター集『みんな人権をもっている 一黒田征太郎×世界人権宣言大阪連絡会議』は世界人権宣言大阪連絡会議で販売しています(頒価1,500円)。ご希望の方は事務局(TEL&FAX 06-6581-8705)まで。

であい  
つながり

## 集会ふれあい記 第15回 山口編

多くの方のお手元に、2月に山口県山口市で開催予定の第45回部落解放・人権西日本夏期講座の開催要項が届いたことと思います。延期して、冬に開催する夏期講座。ちょうど案内を始めた時期に感染症第3波が拡がり、皆様も本当に現地で開催されるのか、心配されているでしょう。

ここではその心配は横において、開催地・山口にまつわる話をしたいと思います。

山口といえば長州藩。現地での参加を考えていらっしゃる方には長州藩士ゆかりの地の訪問を楽しみにされている方も多いでしょう。会場に近い湯田温泉は高杉晋作や伊藤博文、坂本龍馬もたびたび訪れたそうです。彼らが浸かった温泉宿がいまも営業しているとか。歴史好きにはたまらない街です。

私にとって湯田温泉といえば、“中中原也”です。教科書にも載っていた、「汚れちまった悲しみに…」の詩人です。湯田温泉は中也の出身地です。町の中心地にある生家跡には「中中原也記念館」が建っています。スタイリッシュな建物に入ると常設展示コーナーでは中也直筆の詩やメモ、写真や年表でその生涯や業績を紹介しています。昨年、山口での現地実行委員会のあと、この中也記念館を訪問しました。

中也といえば中性的ないでたちやダダイズム、スキャンダラスな恋愛、そして夭折の詩人。漂ってくるその虚無感やはかなさに、若いころの私は魅力を感じていたのですが、不惑なんてとっくの昔、ついに天命を知るお年頃に突入した現在の私はすっかり親目線でその生涯を追ってしまい、自由で破天荒な人生にため息がでました。

気がつく職場では年長者の部類に入り、家では親として子達にやいやいもの言う日々。学生時代のように好きな小説や映画に浸る時間はほんのわずかで、“詩”にいたっては、さらに遠い世界のものに感じます。中也の生涯を親目線でしか見られなくなったのはそんな毎日のせい、と思いつつ、それでも記念館で買った詩集を読むと一瞬だけ、汚れちまった悲しみや、ゆやーんゆよーんゆやゆよんと揺れるサーカスのブランコが目浮かびます。

湯田温泉街にはいくつかの足湯もあります。足湯併設のカフェや飲む温泉なども楽しめます。山口市で講座が開催された折には、参加される方々はぜひマスクや手洗い、消毒に注意を払いながら、久しぶりの現地開催の楽しみを味わってください。私たちも万全の態勢でお迎えできるように準備をしたいと思います。

(K)

参加報告

## 「コロナと人権侵害」テーマに ハンセン病市民学会がシンポジウム

ハンセン病市民学会のシンポジウムが「ハンセン病問題の全面解決に向けて」（第一部）と「新型コロナウイルス感染拡大で生じている人権侵害を考える～ハンセン病問題の取り組みから学ぶ」（第二部）をテーマにオンラインとHRC会場（大阪市港区波除）のハイブリット方式で開催されました。紙面の関係で第二部のシンポジウムについて報告します。

宮坂道夫さん（新潟大学教員・ハンセン病市民学会運営委員）がコーディネーターを務め、内田博文さん（教員・ハンセン病市民学会共同代表）の基調報告の後、徳田靖之さん（ハンセン病家族訴訟弁護団・ハンセン病市民学会共同代表）、高木智子さん（朝日新聞福岡本部記者）、後藤泉稀さん（早稲田大学社会科学部2年生）、そして私（谷川雅彦）の4人のシンポジストが「ハンセン病問題から学ぶ」という視点で報告をしました。また、藤崎陸安さん（全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長）、黄光男さん（家族訴訟原告団・副団長）から当事者の視点で指定発言をいただきました。

以下、コーディネーターの宮坂先生が後日、シンポジウムの要点をまとめられたのでご紹介して報告とします。「①ハンセン病問題の歴史（「病原体＝感染者」という見方、同調圧力、無らい県運動、黒川温泉

宿泊拒否事件、龍田寮事件など）から活かすべき教訓が明確にありながら、それらが新型コロナ感染症の施策にほとんど活かされていないということ。②偏見差別を防止するための法制度が不十分であること（検証会議報告書、家族訴訟判決などが法律に活かされていない。医療法、感染症法〔既存〕、医療基本法、患者の権利法、差別禁止法〔未立法〕）、ただし、自治体では条例制定などの動きも見られること。③人々の心理の根底に、感染者を迷惑視する見方、自己責任（自業自得）視、彼此観（自分はあちら側＝患者側には入らないという認識、差別されるような人と思われないとの認識）があるということ（偏見差別対策として、これへの対策がほとんどないということ）。④差別問題や患者の側への「近づきやすさ」の重要性、メディアの姿勢、口コミの力。自分と向き合う契機としての、直接的なつながりの重要性。これらを③への対策に活かしていけるのではないかということ。」

感染症対策が差別や人権侵害を繰り返してきた反省と教訓を今こそ活かすべきです。政府の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキング」が報告書を公表しており、政府としての偏見・差別防止へむけた具体的な取り組みが急がれます。

(谷川 雅彦)

## 全国の研究所会員から報告 部落差別解消推進法に基づいた条例



### 熊 本県条例が制定される

熊本県は2020年6月に「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定した。県内の市町村では菊陽町が10月に「菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例」を新たに制定しており、大津町も「大津町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」を一部改正している。

県条例は、部落差別解消推進法の施行を受けて、1995年の「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を全面的に改正したものである。部落差別に関わる身元調査の規制について、旧条例では対象を県内の事業者に限定していたが、改正後の条例では県外の事業者まで拡大した。

ただし、「特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為」はしてはならないとされているが、ネット上の差別書き込みの規制に関して個別の規定が設けられているわけではない。また、部落差別の発生を防止する上で、知事が県民および事業者に対して「必要な指導および助言」ができるのは「結婚及び就職に際しての部落差別事象」に限定されている。本条例を活用してモニタリング等の具体的な事業につなげることが今後の課題であろう。

矢野 治世美（熊本学園大学准教授/研究所個人会員）

### 和 歌山県条例にプロバイダーへの責務条項が追加される

2020年12月17日に和歌山県議会において「和歌山県部落差別解消推進条例」が一部改正された。これは、2019年4月から和歌山県で導入された、インターネット上に氾濫している差別情報にたいして監視する『モニタリング事業』で300件を超える削除要請に対して、約80件しか削除できなかったことから、条例にプロバイダー条項を定め、特定電気通信役務提供者の責任条項を定めることにより、速やかな削除要請ができるものとして改正された。「和歌山県部落差別解消推進条例」は2020年3月24日に県議会で採択され施行されているが、インターネット上に氾濫している悪質な差別情報を一日も早く削除できるものとして、異例の条例改正に踏み切ったものである。この条例の改正をもとに和歌山県としても県内のプロバイダーに対して強く要請できるものと期待している。

部落解放同盟和歌山県連合会（研究所賛助会員）

## 河内長野市、同市人権協会が 「コロナ差別を許さないまち」を共同宣言！ 市議会の12月定例会では、コロナ差別防止条例を施行 大阪府河内長野市の先進的な取り組みをご紹介します。

河内長野市と同市人権協会は、10月16日、「新型コロナウイルス感染症に関連した差別を許さないまち宣言」を発しました。このような宣言は府内で初めての取り組みです。

新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない中、同感染症に関連した差別や偏見、誹謗中傷など人権侵害事象が全国的に発生しています。同市では、差別事象は現時点では確認されていませんが、全国の状況を踏まえ、市内においても人権侵害事象が発生する危険性が高まっていると判断しました。

宣言は、「新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決して許さない」との強い決意を、迅速かつ効果的に市民等へ周知・啓発するために発するに至りました。

また、同市議会は、12月定例会において、「河内長野市新型コロナウイルス感染症患者等への差別防止に関する条例」を



河内長野市

全会一致で可決し、即日公布しました。

この条例は、新型コロナウイルス感染症り患者、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーと、その家族や友人、職場や学校で行動を共にした方の人権を擁護するため、誹謗中傷等による人権侵害を防止するとともに、感染症患者等への支援を図り、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

## 2021年度大型集会スケジュール

第46回部落解放・人権西日本夏期講座

2021年6月17～18日（木-金） 会場：広島県福山市

第52回部落解放・人権夏期講座（調整中）

第42回人権・同和問題企業啓発講座（調整中）

第36回人権啓発研究集会 2022年2月3日～4日（木-金） 会場：和歌山県和歌山市



## 無関心な私たち

去年の4月、脚を怪我したため、2週間ほど松葉杖について生活をしました。通勤は電車を利用するので不安だったのですが、誰か車内で席を譲ってくれるだろうと初めは思っていました。しかし、ほとんど譲ってもらえませんでした。脚が痛い、バランスがとれなくてこけるかもと思うことよりも、驚きや悲しみが多く、最後は譲ってもらいたいと思うのも虚しくなるので、諦めて立っていました。都会の人はなんて冷たいのだろうと思った出来事です。

現在は脚の怪我は完治したので、松葉杖も必要なく電車に乗っています。電車の中でふと顔を上げると、多くの人は周りに人がいるのを認識しつつも無関心を装っていることに気づきました。自分も無意識に同じ行為をしています。そこで思い出したのが、学生時代に社会学や社会心理学で学んだことです。

見知らぬ人同士が不要な関わりを避けるためのこういった振る舞いは「儀礼的無関心」といいます。エレベーターで他人と乗りあわせた時に関わらないような態度をとるのはこの振る舞いで、知らない人に見つめられて落ち着いた気持にならなかったり、電車の中で電話をする人が非難されたりするのはこの振る舞いのルールを守っていないからです。

また、周りに多くの人がいると、「傍観者効果」という他力本願になってしまう集団心理効果がはたらきます。キティ・ジェノヴィーズ事件<sup>※</sup>は、その集団心理がはたらいたことによって起きた有名で悲劇的な事件です。

都会の人が冷たいのではなく、この振る舞いや心理効果が、困っている人に気づかない、助けることを躊躇する一因なのだと、体験して気づきました。電車の中で数メートル先の困っている人を私はおそらく見つけることができていなかったし、誰かが手助けをした後に気づいたこともありました。儀礼的無関心が身につすぎた結果、周りに無関心になり、困っている人に助けがまわらない状況に危機感を覚えました。

無関心の姿勢を辞めてすぐに行動するのは時間がかかります。自分にとっては一時の出来事でも、困っている人にとっては何度もあった「また」の出来事かもしれない。無関心になるなと自戒の念を持ちながら、外を歩く日々です。

※1964年、アメリカのニューヨーク州で起きた事件。深夜に1人の女性が住宅街で暴漢に襲われ、殺害された。彼女の助けを求める声や犯人に攻撃される姿を38人が目撃していたにも関わらず、誰も警察に通報しなかった。「もう誰かが通報しただろう」と思いこんで誰も動かなかったのである。警察に通報した人も、通報前に友人にどうすべきか相談の電話をかけていた。

## 参加者募集!! 2021.1~4 研究所カレンダー

- 1/23 第1研究部門「衡平社史料研究会」公開講座 @HRCビル5Fホール  
 1/25 第428回国際人権規約連続学習会 @オンライン、HRCビル  
 「コロナ禍での障害女性の声」佐々木 貞子さん(DPI女性障害者ネットワーク)  
 1/26 新春マスコミ懇談会 @オンライン  
 2/16 第429回国際人権規約連続学習会 @オンライン  
 「英国におけるコロナ差別解消の取り組み」林 茉莉子さん(東南・東アジアセンター)  
 2/25-26 第45回部落解放・人権西日本夏期講座  
 @山口市維新大晃アリーナほか、オンライン  
 3/14 第1研究部門  
 「デジタルアーカイブと部落史研究・部落問題研究」公開講座 @オンライン  
 矢野治世美さん(熊本学園大学)  
 3月の国際人権規約連続学習会は、オンラインで開催する予定です。

### 新刊案内

#### 2020年度版が発行されました! 「全国のあいつぐ差別事件 二〇二〇年度版」

二〇一九年度に各地で発生もしくは報告された差別事件のなかから典型的と思われる事例を紹介、分析しています。氷山の一角といえるこれら差別事件の現実に学ぶ一助に、ぜひ本書をご活用ください。

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会 編・発行  
 定価2,000円+税 239頁 ISBN 978-4-7592-1480-2

(株)解放出版社 TEL06-6581-8542 FAX06-6581-8552



### 事務局便り

毎日「マスク生活」が始まり1年を迎える。夏の蒸れを乗り越え、だいぶ快適な季節になった。しかし、会話をしていると相手がどういふ感情でいるのか読み取れないことがあり、こうも顔半分が隠れるとさみしいものか、としみじみ思う。逆に自分は、マスクに甘えて表情を怠けるときが、確かにある。保育関係で働く友人が「こどもと話すとき、マスクをしながら喜怒哀楽を表わすから、目や体の表現力がアップしてコロナ前より会話がしやすくなった気がする」と言っていた。なるほど、非言語的コミュニケーション。私ももつと表現力を鍛えよう。

(KE)



## 部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

## 入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加してくださる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A会員」 年会費 10,000円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊  
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「B会員」 年会費 7,000円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊  
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「学生会員」 年会費 3,500円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊  
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

また、研究活動を支えてくださる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊  
『研究所通信』、『全国のあいつく差別事件』、「会員ページ」  
の閲覧他



研究所通信 422号 2021年1月1日(奇数月1日発行)

発行所 (一社) 部落解放・人権研究所

編集発行人 谷川 雅彦

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL(総務部) 06-6581-8530

(調査・研究部) 06-6581-8572

(啓発企画部) 06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://bilhri.org>

定価 100円(送料込:会員は会費に含む)

振替口座 大阪 00910-7-96112